

II 親

私たちは安心して子どもを生み、育てたい

～親の育児力の向上・家庭と仕事の両立・多様な働き方の実現～

1 安心して子どもを生み、ゆとりを持って育てたい

母子がともに健康に、安心して快適なお産をし、母親も父親もゆとりを持って、子育てができる社会を目指します。

(1) 安心して妊娠・安全で快適な出産

(基本的な考え方)

出産するすべての女性、その家族が安心して快適な妊娠、出産に臨み、母子がともに健康に子育てができるよう、医療・保健・福祉分野との連携を図りながら、母親の心身の健康を保持するため、母子保健体制の充実に努めます。

① 安心して妊娠、安全で快適な出産ができるように

【現状と課題】

平成 18 年度に県が実施した「妊娠・出産・育児に関する実態調査」では、母親学級に参加しなかった者 19.6% (前回調査 16.7%)、妊娠中に仕事のことで配慮を受けられなかった者 20.4% (同 17.7%)、母性健康管理指導事項連絡カードを知っている者 18.6% (同 7.1%)、自分の希望した出産が出来た者 76.1% (同 75.8%) となっており、前回調査 (平成 12 年度) と比較して母親学級に参加しなかった者及び妊娠中に仕事のことで配慮を受けられなかった者の割合が増加していることは憂慮すべき状況です。

母体の健康を保持し、安心して妊娠・安全で快適な出産ができる環境を整備するとともに、妊産婦やその家族から見て満足できる「いいお産」ができるよう、職場や地域での支援を充実させ、そのための啓発・普及を強化することが重要です。

また、若い女性の痩せ傾向や食生活の問題等による低体重出生児の増加や、出産の高齢化等に伴うハイリスク妊婦に対し、支援体制を強化することが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
妊娠 11 週以下 (初期) の妊娠の届出率	74.4% (19 年度)	100%

【施策の方向と具体策】

- 1 妊産婦及びその家族への支援の充実を図ります。

- ①市町村と連携し、母親学級、両親学級等を活用した親と子の愛着形成を促す支援を行います。
例えば、マタニティー講座等で、自分の子どもが生まれる前から赤ちゃんに触れるなどの経験ができるようにします。また、妊娠前から出産や育児を意識したパパ・ママ教室を実施し、育児経験者との交流等を通し、男女共に親になり、子育てをしていく意識啓発に努めます。
- ②妊娠中は虫歯や歯周病になりやすい時期であるため、市町村と連携し、妊婦の歯科衛生に関する保健指導を行います。
- ③不妊に関する啓発普及や相談体制の充実を図ります。
- ④妊娠中の就労環境整備に関する啓発を行い、母性健康管理指導事項連絡カードの周知を図ります。

2 ハイリスク妊婦の支援体制を強化します。

- ①ハイリスク妊婦に対し、保健師等による個別指導を行います。
例えば、医療機関と市町村の連携を強化し、妊婦健康診査の受診の勧奨や、妊娠中の禁煙・禁酒を徹底等、保健指導を強化します。
- ②里帰り分娩を行う妊婦に対する、帰省時の保健指導の強化及び帰省先の保健医療機関との連携強化を行います。
- ③診療所と病院、地域周産期母子医療センター等との連携を強化し、母体搬送等による安全な出産を確保する体制を整備します。

3 地域への啓発・普及及び支援体制の整備を図ります。

- ①保健・医療サービス等を受ける方にとってわかりやすいように、相談や支援体制を組み立てるとともに広報します。
- ②地域で母子保健活動に携わる医科・歯科の医療機関や、保健・福祉関係者等の連携が図れるようネットワークを整備します。
- ③医療機関、関係機関、助産院、関係団体等と連携し、医療情報の提供方法を検討し、「いいお産」の普及を図ります。

事業名	事業の内容（担当課）
周産期医療保健協議会の開催	妊産婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の推進を図るため、関係者による協議会を開催する。 (医療整備課)
母子保健指導事業（再掲）	「いいお産」や「母乳育児」を推進する環境を整えるために、医療従事者、母親学級、両親学級を企画・担当する母子保健従事者に対して研修を行い、関係者への啓発を図る。 母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図るため、母子保健連絡協議会（市町村）・母子保健推進協議会（保健所）・母子保健運営協議会（県）を開催する。 (児童家庭課)

すこやか出産応援事業	妊婦の健康管理の充実等を図るため、平成20年度に国の交付金により造成した妊婦健康診査支援基金を活用し、市町村の行う妊婦健診に対し助成する。 (児童家庭課)
乳幼児突然死症候群対策強化月間の実施	11月を「乳幼児突然死症候群対策強化月間」と定め、病院、市町村、児童福祉施設、認可外保育施設等に普及啓発を実施する。 (児童家庭課)

② 周産期医療体制の充実

【現状と課題】

本県における平成 20 年の母子保健指標では、乳幼児死亡率及び新生児死亡率ともに全国平均よりやや良い状況であり、周産期死亡率（出産 千対）についても、平成 20 年人口動態統計によると、全国平均 4.3 に対し千葉県 4.0 であり、全都道府県で 33 位となっています。

また、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率についても、平成 20 年で全国平均 3.7 に対し、千葉県 1.9 と全国平均より良くなっています。

世界最高水準にある周産期死亡率を維持するためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、早産が予想される場合には、障害の発生を防止するためにも、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制の整備が重要です。

そこで、妊婦から新生児まで総合的に診療する総合周産期母子医療センターや新生児に対する高度医療を提供できる地域周産期母子医療センターの整備を促進し、県内の周産期医療体制の充実を図ることが必要です。

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
周産期母子医療センター数	総合 2か所 地域 4か所 (H20 年度)	総合 2か所 地域 8か所

【施策の方向と具体策】

1 周産期母子医療センターの整備を推進します。

- ①安心して妊娠、出産できる母体づくりのための啓発を推進します。
- ②総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの整備を促進します。
- ③小児救急医療体制の充実、後方病院、後方施設との連携を推進します。
- ④受入れ困難なハイリスク妊婦を円滑に搬送できるよう、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、母体搬送システムの運用支援を実施します。

2 未熟児等を出産した母親のケアのための体制を整備します。

- ①未熟児等を出産した母親を支援するため、医療機関と連携を図りながら、育児相談・育児支援の体制を整備します。

事業名	事業の内容（担当課）
周産期母子医療センターの整備	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの整備を進める。 (医療整備課)
未熟児訪問の実施	医療機関との連携を図りながら、母子の育児支援を行う。 (児童家庭課)

(2) ゆとりある子育て

(基本的な考え方)

「子育て」は、また「親育ち」でもあります。子育て中の親子が孤立することなく、母親も父親もゆとりを持って子どもと向き合えるよう、社会環境を整備します。

① ゆとりある子育て環境の整備

【現状と課題】

核家族化や地域の育児支援機能の低下等により、育児への不安感や孤立感を持つ親が多く存在しています。

平成 21 年度に乳幼児の保護者を対象として県が実施した「子育てアンケート」では、現在の子育て環境について、約7割の家庭が「子どもを生き育てやすいと感じている」一方、残りの約3割の家庭が「生き育てやすいと感じていない」と回答しています。また、「子育てを楽しんでいることが多いか」という問いに対しても、約7割の家庭が「子育てを楽しんでいる」と回答している一方、約3割の家庭が「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」又は「辛いと感じる」と回答しています。

子育てについての知識や情報、体験する場を提供することにより、親が自信を持って、身近に仲間がいる中で子育てができるよう支援することが必要です。

また、保護者の育児疲れやストレスを解消するため、リフレッシュできる環境を社会全体でつくっていくことが重要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合(子育て環境に対する満足度)	68.6%(H21年度)	80.0%
子育てを楽しんでいると感じる家庭の割合(子育てに負担感を持つ家庭の割合)	67.5%(H21年度)	80.0%

【施策の方向と具体策】

1 妊娠、出産、育児期間中の保護者の孤立化の防止を進めます。

- ①同じ時期に子育てしている仲間に出会い、情報交換ができるよう、地域の身近な場所が子育て支援拠点となるよう支援します。このため、市町村が設置する地域の子育て支援拠点の質の確保と普及を図るとともに、国から示された新しい制度の枠組のもと、県としての支援のあり方を検討していきます。
- ②市町村との連携のもと、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など、訪問型の支援を推進し、保護者からの申し出がなくても、必要な場合に介入できるサービスを促進します。

2 保護者の育児疲れやストレスを解消するため、リフレッシュできる環境づくりを推進します。

- ①育児に疲れたとき、息詰まったとき、ほんの少しの息抜きが、再び育児に前向きに取り組めるきっかけとなることから、地域の身近な保育所や子育て支援拠点等で実施する子どもの一時預かりを推進します。
- ②地域で育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって育児について助け合うファミリーサポートセンター等、地域の中で安心して子どもを預けられる環境づくりを推進します。

事業名	事業の内容（担当課）
ファミリーサポートセンター事業（再掲）	子育てと仕事を両立させるため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 (児童家庭課)
預かり保育推進事業（再掲）	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)

② 子育てから親育ちへ

【現状と課題】

家庭は愛情のつながりを基盤として、子どもが基本的な生活習慣や社会規範、道徳性を身につける場であり、親は子どもが人生で最初に出会う教師です。そして、親子関係は子どもの人格形成にとって大きな影響を与えます。

しかしながら、核家族化による育児不安や共働き家庭の増加による子どもと関わる時間の減少等によって、家庭の育児力が低下していると指摘されています。

「子育て」は「親育ち」であり、子育て支援が単なる親の育児の肩代わりではなく、家庭教育の重要性を伝え、親自身が育児力をつけて子どもに向き合えるような「親育ち」を支援していく必要があります。

また、保護者の孤立化を防止するためには、子育て中の親同士、子育てを卒業した者が力を合わせて子育てを支援し合うことが重要です。子育てサークルや子育てネットワークの充実を図ることで、身近な地域による住民や当事者同士が支え合い、地域のみんなで子育てをする環境の整備を図ることが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
地域子育て支援拠点設置数	145か所 (H20年度)	195か所

【施策の方向と具体策】

1 自主保育・育児サークルなど親の自主活動への支援をします。

- ①地域の方で立ち上げられた親自身による幼児教室、自主保育、育児サークル等をはじめとして、思春期の子どもを持つ親同士が子どもの心や親子の向き合い方などを学びあう場、不登校・ひきこもりの子どもを持つ親同士の学び合いの場等、親の育児力・家庭の教育力の向上につながる様々な活動に対して、活動の場や情報の提供、ネットワーク化等の支援を行います。
- ②公民館活動や学校・幼稚園・保育所等で作られた親同士の繋がりを大切に、地域活動や自主活動を支援します。

2 幼稚園・保育所等において家庭教育や家庭教育の学習の推進を図り、親の育ちや学びを支援します。

- ①幼稚園・保育所等を利用する家庭に対して、子育て相談の実施や情報の提供、親の保育参加の推進、講演会の開催、親の自主活動を推進するなど、親が親として育つ機会を提供します。
- ②幼稚園・保育所等を利用していない子育て家庭のために、親子登園の体験や園庭の開放、子育て相談、情報の提供、子育てサークルの支援、行事や講演会への招待など、

親と子の育ちの場を提供します。

事業名	事業の内容（担当課）
地域の交流の場づくりの促進（再掲）	県内の保育所（認可外保育施設を除く）、放課後児童クラブ及び子育てサークル等で親子文庫を創設し、図書の貸し出しを実施することで、地域の交流の場づくりを促進する。 (児童家庭課)
子育て支援活動推進事業（再掲）	保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業を行い、幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)

③ 父親の育児・家事への参加を促すために

【現状と課題】

核家族化、女性の社会進出等で育児環境が大きく変わってきています。母親の育児・家事の負担感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、父親の育児参加は非常に重要です。平成 21 年度に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、結婚している家庭における家事等の役割分担について、男女とも「夫婦とも同じくらい行う」のが理想と考えている人が多いが、現実には「主に妻が行う」家庭が多く、理想と現実の乖離が生じていることが伺えます。

また、父親の育児参加については、子どもと一緒に遊ぶ、子どもを入浴させるなど直接的な協力ばかりでなく、妻に対する気遣いなど間接的なサポートでも育児に協力することができます。育児を母親だけのものとしないう、父親が主体的に育児に参加できる環境整備が求められています。

【施策の方向と具体策】

1 父親や社会への意識啓発を推進します。

- ①子どもを持つ前から男性が結婚観や子育て観を持つための機会を促進します。
- ②両親学級や講座等の機会を活用し、父性を育み、父親の意識改革を図ります。

2 父親の参加のための環境を整備します。

- ①男性の育児や地域参加のための情報の提供を行います。
- ②父親と子どもが一緒に参加できる場づくりを推進します。

事業名	事業の内容（担当課）
ちば県民共生センターにおける各種講座の開催（再掲）	ちば県民共生センターにおいて、県民を対象に、男女共同参画の意識啓発や理解促進を図るため、基礎講座や様々な課題を男女共同参画の視点で捉えた講座を開催する。 (男女共同参画課)

(3) 女性の健康と権利

(基本的な考え方)

女性の健康支援を総合的・体系的に進めるため、関係機関等と連携を図り、女性の身体的特徴を踏まえた適切な保健医療サービスを提供し、女性の健康と権利を支援します。

① 女性の健康と権利

【現状と課題】

性差は人の生涯にわたり健康と病気を左右する重要な要素です。とりわけ女性は、妊娠・出産・更年期など、生殖に関係するホルモンの直接的、あるいは間接的な効果をはじめ、男性よりも複雑な身体的機能を有しています。このため、それぞれの年代で男性とは異なる様々な健康上の問題に直面します。若い女性の極端なダイエットや食生活の変化、女性の社会進出による長時間労働等により、心や体の健康を害する女性も少なくなく、健康的な生活習慣の確立や労働環境の改善が課題となっています。

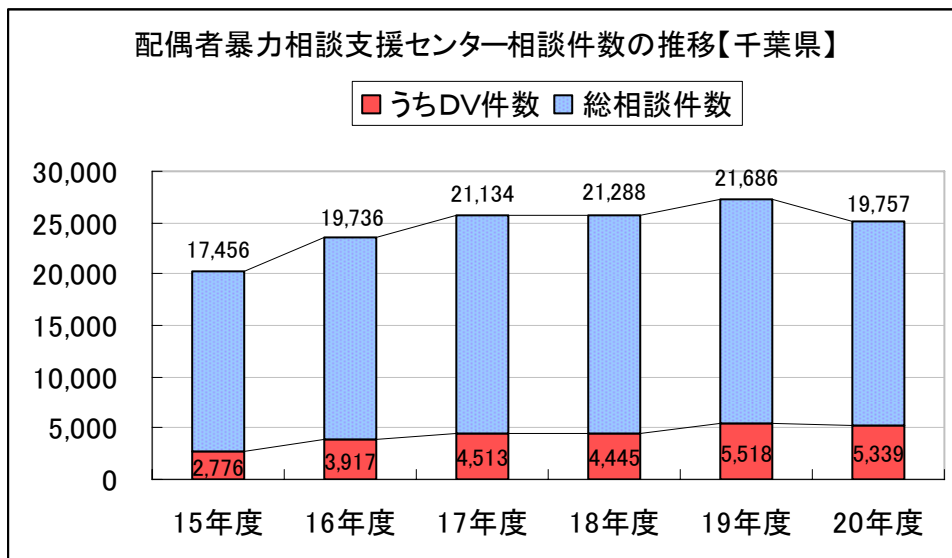
生涯を通じた女性の様々な健康課題に対し、その特性を十分に踏まえた総合的な健康支援のための医療、相談体制が整備されることが重要です。

また、配偶者からの暴力[DV (Domestic Violence)]は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

DVは、加害者からの暴力が配偶者だけに留まらず、その子どもに向けられることも多く、またDVの現場を目撃することにより、子どもが心に大きな傷を負うため、子どもの人格形成や身体的成長過程へも深刻な影響を与えます。

身体的・精神的に深刻な影響を受けているDV被害者とその子どもが、安全・平穏な生活を送れるよう、相談体制や生活再建支援の充実を図ることが必要です。

(関連データ)



(県男女共同参画課)

【施策の方向と具体策】

1 生涯を通じた女性の健康支援づくりのための体制を強化します。

- ①自分のからだを守り、健康の大切さを認識するための健康教育を推進するとともに、加齢と疾患における女性と男性の違いなど健康についての情報提供を推進します。
- ②思春期の健康相談、妊娠・不妊についての相談、婦人科系疾患・更年期障害等女性の健康問題についての相談体制の充実を図ります。
- ③働く女性の母性保護に関する啓発を推進します。

2 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

- ①DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

3 DV被害者とその子どもが安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

- ①女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- ②暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者と子どもの状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。

事業名	事業の内容（担当課）
生涯を通じた女性の健康支援	生まれたときから思春期、出産可能期、更年期そして閉経後まで、生涯にわたって心と体の健康を享受できるよう体系的に健康づくりを進める。 (健康づくり支援課)
DV防止・被害者支援対策	DV相談カードの配置やキャンペーンの実施等により県民への広報啓発を行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、ちば県民共生センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。(男女共同参画課)

② 不妊相談・不妊治療

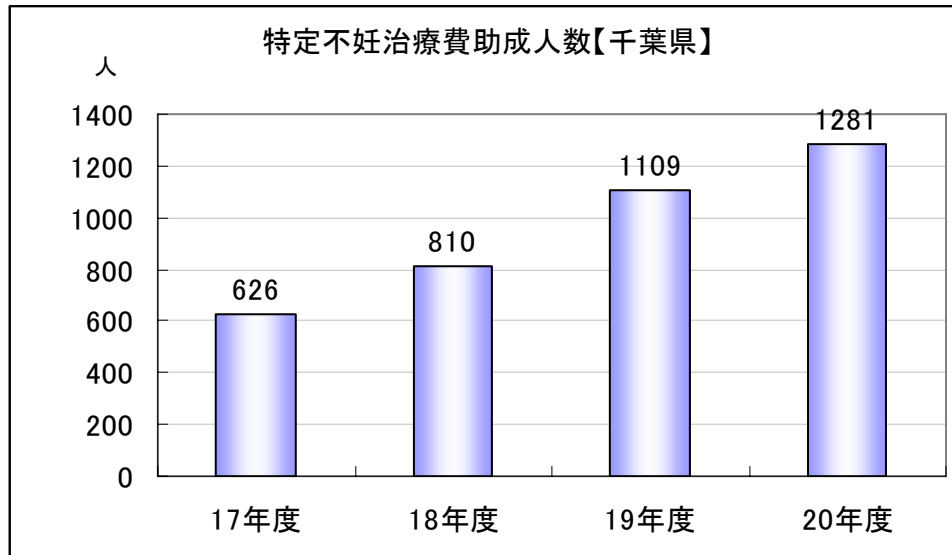
【現状と課題】

子どもを欲しいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は 10 組に 1 組いるともいわれ、不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦は年々増加しています。特定不妊治療を受ける夫婦に対する千葉県の助成人数は、平成 17 年度 626 人であったのに対し、平成 20 年度は 1,281 人と約 2 倍になっています。

不妊治療は人工授精、体外受精、顕微授精には健康保険が適用されないことから、高額な治療費による経済的負担が重くなっています。また、身体的、精神的な負担も大きく、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。

不妊に悩んでいる夫婦に対する情報提供や相談体制、支援体制の整備・充実を図り、総合的な支援をすることが求められています。

(関連データ)



(県児童家庭課)

【施策の方向と具体策】

1 不妊治療に関する経済的負担の軽減を図ります。

①不妊治療に関する経済的負担を軽減するため、高額な医療費が必要とされる体外受精及び顕微授精について、治療費を助成します。

2 不妊に関する相談体制を充実します。

①不妊相談センターを設置し、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行います。

事業名	事業の内容（担当課）
不妊相談事業	<p>1 不妊相談センター事業 不妊に悩む方を対象に不妊に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を松戸、印旛、長生、君津の健康福祉センター（保健所）で行う。</p> <p>2 不妊フォーラムの開催 不妊に関する知識の普及・啓発を図るため一般住民向けのフォーラムを開催する。 (児童家庭課)</p>
特定不妊治療費助成事業	<p>不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）については、治療費が高額であり、その経済的負担が重く十分な治療を受けることができないことも少なくない。特定不妊治療を受ける夫婦に対し、その治療費の一部を助成して経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する相談を充実し、不妊に関する総合的支援体制の推進を図る。 (児童家庭課)</p>

(4) 子育て世帯の経済的負担の軽減

(基本的な考え方)

子育てにおいて大きな負担となっている教育費や医療費等の経済的負担について、助成制度の充実、資金貸付などにより軽減を図るとともに、これらの制度の情報提供を充実します。

① 医療費、教育費等の負担の軽減

【現状と課題】

子育て世帯にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっています。このことは、少子化の要因等の調査で「生みたいのに生むことのできない理由」として経済的負担が常に上位にきていることから明らかです。

平成 21 年度に乳幼児の保護者を対象として県が実施した「子育てアンケート」では、乳幼児医療費の助成の充実や保育園・幼稚園の保育料の軽減等、経済的負担の軽減を求める意見が多く寄せられました。

そこで、子育てにかかる費用について、助成制度の充実や資金の貸付などにより負担の軽減を図るとともに、これら制度の情報が容易に得られることが必要です。

また、親が保険料を滞納したため「無保険」状態になる児童や、授業料が払えず高校を中退する生徒の増加など「子どもの貧困」問題の深刻化が指摘されています。

すべての子どもが健やかに育ち、フェアスタートを切れる社会の構築を目指す必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 医療費負担の軽減を図ります。

- ①子ども医療費助成制度の充実を図ります。
- ②小児慢性特定疾患治療研究事業を推進します。
- ③医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。

2 教育費負担の軽減を図ります。

- ①経済的理由により修学が困難な生徒に対して、学費の免除・貸付等の支援を行います。
- ②生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を充実します。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども医療費助成事業(再掲)	子どもの医療費について、一定の条件の基に助成を行い保護者の負担の軽減を図る。 (児童家庭課)
小児慢性特定疾患治療研究事業(再掲)	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた 11 疾患群について治療研究を推進し、その医療の確立・普及を図るとともに患者家族の医療費負担の軽減を図る。 (児童家庭課)

特に医療を必要とする子どもへの医療の給付事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児養育医療（未熟児） ・自立支援（育成）医療（身体に障害を残すおそれのある疾病で確実な治療効果のある手術等） ・結核児童療育医療（結核で入院治療を要する場合） <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
医療助成等の情報提供（再掲）	医療助成事業について、ホームページや子育て情報誌、母子手帳別冊などで情報提供する。 <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
子ども手当制度の実施	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している父母等に支給する。 <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
私立学校経常費補助事業（再掲）	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 <p style="text-align: right;">（学事課）</p>
千葉県奨学資金の貸付け制度の実施	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。 <p style="text-align: right;">（教育庁財務施設課）</p>
私立高等学校等授業料減免事業	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を学校法人に補助する。 <p style="text-align: right;">（学事課）</p>

(5) ひとり親家庭等への支援

(基本的考え方)

ひとり親家庭等の誰もが、地域社会の一員として人権が尊重され、自立し、その地域で健康で安心して生活でき、また、子どもたちが希望を持ち、いきいきと育つことができる社会づくりを目指します。

① ひとり親家庭等への支援

【現状と課題】

近年、離婚件数は平成 14 年をピークにしてやや減少傾向を示しているものの児童扶養手当受給者の増加に見られるように、支援を必要とするひとり親家庭等(母子家庭、父子家庭及び寡婦)は増加しています。また平成 20 年秋以降、金融恐慌に端を発した世界同時不況により国内経済が急激に悪化し、雇用が不安定となっていることから、非正規雇用が多いひとり親家庭には深刻な影響が懸念される状況です。

平成 21 年 1 月に実施した「ひとり親家庭ニーズ調査」の結果を見ると、正規雇用で働いている母子家庭は約 31%、父子家庭が約 58%で、世帯収入も母子家庭の約 64%が 200 万円未満、父子家庭の約 60%が 300 万円未満と、経済的に厳しい状況がうかがわれます。また、求職に際して子どもが小さいことが問題にされた(母子家庭で 46.5%)、仕事と子育ての両立に疲れている(父子家庭で 56.7%)など、子育てと家計の維持をひとりで担わなければならない、ひとり親家庭等ならではの問題があきらかになっています。

県としては、平成 17 年 3 月に策定した「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」の基本理念を維持しながらも、施策の選択と集中を行い、より実効性の高い支援策の展開を目指します。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
①母子自立支援プログラム策定事業の実施市数、②郡部(県分)の策定件数	① 8 市、② 0 件 (H21 年度見込み)	① 20 市、② 50 件
母子家庭等日常生活支援事業の実施市町村数	7 市町村 (H21 年度見込み)	20 市町村

【施策の方向と具体策】

1 子育て・生活支援体制の充実を図ります。

- ①子育てと仕事の両立を図ることができるよう、保育サービスの充実に努めます。
- ②家事援助、住宅の確保、健康の保持増進など、きめ細かな生活支援に努めます。
- ③自立までの生活を支える母子生活支援施設の充実に取り組みます。

2 就業支援体制の充実を図ります。

- ①就業相談事業の体制強化、多チャンネル化等により就業機会の確保に努めます。
- ②安定した雇用（正規雇用等）を増やすため、技能習得や資格取得を支援します。
- ③市町村、県（労働関係部局）国（ハローワーク等）との連携を強化します。

3 養育費の確保を促進します。

- ①養育費の取決めや、養育費取得促進のための啓発活動や情報提供に努めます。
- ②養育費相談体制を強化します。
- ③（社）養育費相談支援センターとの連携を強化します。

4 経済的支援体制の充実を図ります。

- ①児童扶養手当、各種給付金制度の周知や正しい知識の普及に努めます。
- ②医療費助成制度について、制度の周知を図ります。
- ③母子寡婦福祉資金（県）と生活援護資金（県社協）の連携により、貸付金制度の充実を図ります。

5 相談体制及び情報提供の充実を図ります。

- ①母子福祉センター機能を充実させ、総合相談窓口化を目指します。
- ②父子家庭への情報提供を強化します。
- ③母子自立支援員の設置促進と資質の向上に努めます。

6 雇用環境の改善を図ります。

- ①採用や待遇に関し、ひとり親家庭を理由とする差別がないよう、事業主等に対する啓発や経済団体への理解・協力を求めます。
- ②ひとり親のキャリア形成を支援し、雇用拡大を図ります。

7 当事者の自意識の啓発と交流の促進を図ります。

- ①当事者どうしの情報交換の場（機会）を増やします。
- ②助け合いの精神による地域福祉・地域社会づくりを進めます。

8 市町村及び関係団体との連携を図ります。

- ①公共施設等における雇用促進を図ります。
- ②母子福祉団体の受注機会の増大に努めます。
- ③定期的に会議を開き、情報共有化と連携強化を図ります。

9 人権が尊重される社会の実現を目指します。

- ①ひとり親家庭を理由とした差別のないよう、啓発に努めます。
- ②DV被害者の相談、自立支援、一時保護等のサポートを強化します。

事業名	事業の内容(担当課)
児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。(児童家庭課)
母子寡婦福祉資金の貸付の実施	母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、児童の福祉向上を図るため、修学資金・事業開始資金等各種資金を無利子又は低利で貸し付ける。(児童家庭課)
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行う。(児童家庭課)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対する就業相談・職業紹介の実施及び就業支援講習会の実施する。(児童家庭課)
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母の就労を効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母及び常用雇用する事業主に対し給付金を支給する。(児童家庭課)
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行う。(児童家庭課)
母子生活支援施設の入所	配偶者のない女子が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母親と児童を共に入所させ保護するとともに、自立支援のための生活指導等を実施する。(児童家庭課)
母子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等各般の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。(児童家庭課)
ひとり親家庭等ふれあい交流事業	ひとり親家庭等を対象にした、情報交換や相談の場を設け、ひとり親家庭等の生活支援を側面から行う。(児童家庭課)
事業主に対する啓発や経済団体への働きかけ	事業主に対し、母子家庭の母等の積極的な雇用を呼びかける。また、時間的・経済的に余裕のないひとり親家庭の現状を考慮し、従業員の健康管理にも特別な配慮を求める。(児童家庭課)
メールマガジン等を活用した情報提供	メールマガジン等により、行政とひとり親家庭等を双方向で結ぶ新たな情報提供の仕組みを構築する。(児童家庭課)
父子家庭に対する支援方策の検討	父子家庭に対する支援、特に情報提供のありかたについて検討し、抜本的な見直しを図る。(児童家庭課)
母子家庭の母等の職業的自立促進事業	専修学校、企業、NPO法人等の多様な委託先を活用し、母子家庭の母等に準備講習を実施後、就職支援を含めた職業訓練を実施する。(産業人材課)

2 ゆとりを持って仕事も子育てもしていきたい

男性も女性も、共に子どもを生き育てながら、当たり前仕事をし、そのことが仕事の大きなエネルギーとなるような社会を目指します。

(1) 仕事と子育てが両立する働き方の実現

(基本的な考え方)

安心して子どもを生き育てられる社会をつくるため、仕事優先の働き方を見直し、仕事と子育ての両立を尊ぶ風土の醸成を進めていくとともに、子育て中の男女のみならず、働くすべての人々の仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指します。

① 仕事と子育てが両立できる働き方の実現

【現状と課題】

第1子出産を機に仕事をやめる女性は全国で7割に上り、県内では子育て期にあたる30歳代の女性の労働力率が全国平均を下回るなど、女性が出産・子育てをしながら働き続けられる環境が十分整備されていません。

県調査によると、男性の育児休業取得率はわずか1.7%に過ぎず、男性が家事や育児に参加しやすい職場だと思える人は2割にとどまっているなど、男女ともに仕事と子育てが両立できる働き方が実現されていません。

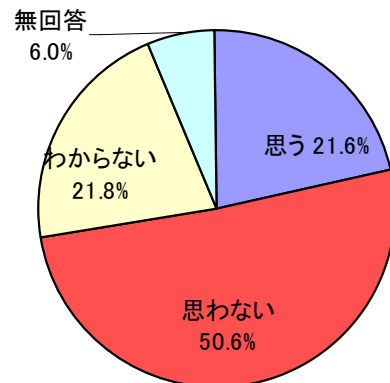
仕事と子育ての両立支援制度の充実と、企業内の意識改革といった運用面での取組強化が必要です。特に、中小企業（従業員300人以下）における取組みが進展するように、各企業の実情に応じた支援が重要です。

また、子育て中の男女のみならず、働くすべての人の「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現する必要があります。そのため、「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現を目指す社会的気運を醸成していくことが必要です。

(関連データ)

		本人または配偶者が出産した従業員数	そのうち育児休業を取得した従業員数	育児休業取得率
17年度調査	男性	1,348人	12人	0.9%
	女性	673人	560人	83.2%
19年度調査	男性	1,021人	17人	1.7%
	女性	624人	621人	98.1%

あなたの職場は男性が家事や育児に参加しやすい職場だと思うか



県雇用労働課：出産子育て期における男女労働実態調査

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合	64.6% (H21年度)	80.0%
社員や地域の子育てを応援する「社員いきいき!元気な会社」宣言企業数	255社 (H21年3月末)	800社 (H27年3月末)
一般事業主行動計画策定数	626社 (H21年3月末)	2,000社 (H27年3月末)

【施策の方向と具体策】

1 企業の「仕事と子育ての両立支援の取組み」を促進します。

- ①企業経営者や人事労務担当者に対し、両立支援や女性の活用についての周知啓発を行います。
- ②法規定を上回る両立支援制度づくりを奨励し、先進企業の事例を収集して紹介・普及を図ります。
- ③仕事と子育ての両立支援アドバイザーを活用し、企業の実情に合わせた助言を行います。
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について、300人以下(平成23年4月以降は100人以下)の事業所に対しても行動計画策定の啓発を進め、実施を支援します。
- ⑤国(労働局)、市町村、企業・経営者団体、労働組合等と協力体制を構築して取組を促進します。
- ⑥仕事と子育ての両立支援に関する法制度の見直しや充実について国へ要望・提言していきます。

2 「ワーク・ライフ・バランス」実現に向けた理解と取組みを促進します。

- ①多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などに取り組む先進的企業の事例を収集し、普及に努めます。
- ②長時間労働を当たり前とする風潮をなくすため、残業の削減や年次有給休暇の取得を促す広報を促進します。
- ③男女共同参画に関する広報啓発活動や講座等を通じて、固定的性別役割分担意識の解消や「ワーク・ライフ・バランス」についての関心を高め、男女がともに子育てを担う意識を醸成します。
- ④「ワーク・ライフ・バランス」の推進や女性の採用・登用や職域拡大のための取組みを積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。
- ⑤職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組みを促進します。

事業名	事業の内容（担当課）
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	企業が、経営戦略の一つとしてワーク・ライフ・バランスを認識し、主体的に取り組む契機とするとともに、一般事業主行動計画の策定を促進するため、市町村や商工団体等と連携して、有識者による講演や企業の事例発表等を盛り込んだセミナーを開催する。（雇用労働課）
“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の拡大	子育て支援や残業の削減など、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む“社員いきいき！元気な会社”宣言企業を募集し、企業名や取組内容をホームページや広報誌等で紹介して、県内企業の取組を一層促進する。（雇用労働課）
仕事と子育ての両立支援アドバイザーの企業派遣	仕事と子育ての両立支援アドバイザー（社会保険労務士等）を企業に派遣し、一般事業主行動計画の策定を支援したり、ワーク・ライフ・バランスをテーマとする企業研修の講師を務めるなど、個別企業の事情に応じた支援を行う。（雇用労働課）
育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等関係法令の周知・啓発の実施	千葉労働局、21世紀職業財団等と連携し、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等関係法令について、県広報誌「労政ちば」の配布やセミナーの開催等により県内企業への周知・啓発を図る。（雇用労働課）
男女共同参画推進事業所表彰の実施	労働の場における男女共同参画の取組みを促進するため、男女が共同して参画することのできる環境づくりに積極的に貢献している事業所を表彰し、その取組みをたたえとともに、これを広く紹介する。（男女共同参画課）
ちば県民共生センターにおける各種講座の開催（再掲）	ちば県民共生センターにおいて、県民を対象に、男女共同参画の意識啓発や理解促進を図るため、基礎講座や様々な課題を男女共同参画の視点で捉えた講座を開催する。（男女共同参画課）
千葉県男女共同参画推進連携会議	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組みを促進するため、官民が協働し、情報交換や研修会等を実施する。（男女共同参画課）
県女性職員の管理職への登用推進及び職員の仕事と家庭が両立可能な職場環境整備の推進	県行政の各種施策を円滑に推進するため、管理職への登用を適材適所を基本に行い、女性職員についても、組織の中核となるポストに積極的に登用する。また、両立支援相談員等を活用して、職員が仕事と家庭のバランスがとれた働き方ができるような職場環境の整備を推進する。（総務課）

② 女性の就業支援

【現状と課題】

女性の中には、出産・子育てのためにやむなく退職し、再就職を希望する者が多くいますが、年齢制限や勤務条件などの様々な制約から、希望する仕事に就けなかったり、正社員として採用されにくい状況があります。

さらに近年では、やむなく退職し再就職を希望する女性だけでなく、就職氷河期以降、安定した職に就けず、その後も職業能力形成機会に恵まれなかった若い世代の女性も数多くみられます。このような不安定な就労状況が少子化の要因の一つになっています。

このため、子育て後の再就職支援を通し、ライフステージに応じた柔軟かつ多様な働き方の選択を可能にしていくことが必要です。

また、非正規労働を余儀なくされている女性の正規雇用化に向けた支援が必要です。

【施策の方向と具体策】

1 育児等のために退職し将来再就職を希望する者に対し、再就職に向けたきめ細かな支援に取り組みます。

- ①再就職に役立つ情報の提供やセミナーの開催、一人ひとりの状況に応じたキャリアカウンセリングなど、女性のチャレンジをサポートします。
- ②母子家庭の母等の職業的自立促進を図るため、民間教育訓練期間を活用し、就職に必要な知識、技能の習得のための準備講習付の職業訓練を実施します。
- ③短時間で就業のための職業能力が身につくよう、大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して、IT、介護・福祉、観光、農業など様々な分野の職業能力開発の支援を推進します。

2 正規雇用を希望する方に対する積極的な支援を実施します。

- ①正規労働者との均衡処遇などを定めるパートタイム労働法の浸透・定着を図ります。
- ②非正規労働を余儀なくされている方に対して、カウンセリングや適職診断などの支援を行い、正規雇用化に取り組みます。

事業名	事業の内容（担当課）
子育てお母さん再就職支援センターによる就業支援	子育てお母さん再就職支援センターにおいて、結婚・子育てで離職し再就職を希望する女性を対象として、個別相談やセミナー等の開催により、企業と求職者のミスマッチを減らすための総合的な支援を進める。 (雇用労働課)
母子家庭の母等の職業的自立促進事業（再掲）	専修学校、企業、NPO法人等の多様な委託先を活用し、母子家庭の母等に準備講習を実施後、就職支援を含めた職業訓練を実施する。 (産業人材課)
再就職等委託訓練事業（再掲）	就業のための職業能力が身につくよう離転職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。 (産業人材課)